

平成 27 年 3 月 31 日作成
令和 5 年 10 月 13 日最終改正

食鳥処理衛生管理者登録講習会の登録に関する要領

第 1 登録講習会の登録に係る業務

一 登録申請に関する基本的事項

1 事前相談

講習会の登録を受けようとする者からの事前相談があった場合には適宜応じることとし、以下関係法令等に基づき説明すること。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号。以下「法」という。)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成 3 年政令第 52 号。以下「令」という。)

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成 2 年厚生省令第 40 号。以下「規則」という。)

食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等について(平成 27 年 3 月 31 日付け食安発 0331 第 10 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知。以下「通知」という。)

2 申請期日

募集期間を考慮し、時間に余裕をもって申請するよう指導すること。

〔留意事項〕

申請期日については、従前、登録の申請に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 6 条の規定による標準処理期間を 30 日としていたことを踏まえ、適切に定められたい。

3 申請書(令第 8 条、第 9 条、第 11 条第 3 項、規則第 15 条関係)

(1) 申請書は、講習会の実施地(講習会場、実習を行う場所又は講習会の実施者の業務を行う場所)の都道府県知事に申請すること。

(2) 申請書は、住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書類が添付されていることについて確認した上で受理すること。

講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

令第 9 条各号のいずれかに該当する事実の有無(欠格条項)

法人にあっては、役員の氏名、住所及び略歴

講習会場の名称及び所在地

実習を行う場所の名称及び所在地

講習会の実施期間及び日程

受講予定人員

講習科目及び時間数

講師の氏名及び職業、その担当する講習科目並びに当該講習科目ごとの時間数

〔留意事項〕

- (1) 申請書の様式は都道府県において定められたい。
- (2) 講習会の登録を受けようとする者の法人種別等は問わないこと。
- (3) 講義または実習を2回以上にわけて開催するときは、各回ごとに区別して記入させること。
- (4) 登録前の講習会の開催案内及び受講者の募集は行わせないこと。
- (5) 平成26年度までは登録申請に当たり登録免許税(1件9万円)を納める必要があったが、平成27年度以降は不要となっている(必要に応じて手数料を条例で規定)。
- (6) 講習会の登録を受けようとする者から、申請書に上記～の他、受講料について記載された講習会実施計画書を添えて提出された場合、令第11条第3項の規定による届出を行ったものとみなすことができるので、その内容に変更のない限り、登録を受けた後にあらためて計画書を届け出る必要はないこと。

二 登録に係る審査事項

1 登録の基準(規則第14条関係)

- (1) 下記表の左欄に掲げる科目を教授し、その時間数が右欄に掲げる時間数以上であること。

科目	時間数
公衆衛生学概論	4時間
食鳥検査関係法令	4時間
家きん解剖・生理学	2時間
家きん疾病学	6時間
食鳥肉衛生学	6時間
関連法令	2時間

講習科目の内容は、次を標準としたものであること。

ア. 公衆衛生学概論

公衆衛生と衛生行政、感染症・食中毒、給水設備の衛生管理、廃棄物・排水、公害防止、ねずみ・昆虫対策

イ. 食鳥検査関係法令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、同法施行令、同法施行規則、食鳥処理衛生管理者の責務

ウ. 家きん解剖・生理学

食鳥の種類、外部器官とその機能、骨格・筋肉・脈管系、食鳥の内部構造、消化器官とその機能、呼吸器官とその機能、泌尿・生殖器官とその機能

エ．家きん疾病学

家きんの感染症（ウイルス、クラミジア、細菌、真菌、寄生虫・原虫、その他）・非感染症・異常、食鳥検査の方法（基準適合の確認）

オ．食鳥肉衛生学

食鳥処理場の施設・設備等の衛生管理、衛生的な食鳥処理、従事者の衛生管理、教育訓練、HACCP

カ．関連法令

食品衛生法、食品安全基本法、と畜場法、家畜伝染病予防法、化製場等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- (2) 講師は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において上記に掲げる科目に相当する学科を担当している者、国若しくは都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区において食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者又はこれらの者と同等の知識及び経験を有すると認められる者であること。
- (3) 学校教育法に基づく中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は第6条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。
- (4) 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適正に行うものであること。

〔留意事項〕（通知関係）

講習会の課程は、上記のとおりであるが、これは食鳥処理衛生管理者に必要な最低の基準を示したものであるから、でき得る限り、これ以上の科目及び時間数を増加して実施することが望ましいこと。

講習会の受講修了者（全講習時間の90パーセント以上の時間を出席し、かつ、各科目についてその講習時間の50パーセント以上を出席した者に限る。）に対しては、通知で示された様式を参考に、修了書を交付するよう指導されたいこと。

デジタル技術を活用する場合には、不正受講対策や講習の理解度を適切に測ることのできる機能があることを確認されたいこと。

三 登録に係る審査等に関する事項

1 審査等

別紙を参考として審査表を作成し、審査終了後、決裁を行う。

2 登録台帳への記帳（規則第16条関係）

以下の事項を登録台帳に記帳し、申請者に登録通知書を交付する。

登録年月日及び登録番号

登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）

登録講習会の実施期間

- 3 登録の公示（令第21条関係）
以下の事項について遅滞なく公示する。
実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
実施期間
- 4 厚生労働省への情報提供
登録通知書の写し、登録台帳の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）を厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛て情報提供すること。
- 5 終了報告の受理等
講習会終了後1月以内に実施状況報告書を提出させること。
報告書の写しを厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛てに送付すること。

第2 登録講習会の内容変更に係る届出受理業務

一 登録講習会の変更の届出

1 届出に関する基本事項（令第12条、規則第18条関係）

登録講習会の登録内容の変更をしようとする実施者からの事前相談があった場合には、適宜応じることとし、次の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに届け出なければならないことを説明すること。

登録講習会の実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

登録講習会の実施期間

2 登録台帳の更新

登録台帳を更新する。なお、名称の変更の場合には過去の変更履歴を残すこと。

3 変更の公示（令第21条関係）

登録講習会の実施者の氏名、住所又は実施期間について変更があった場合には、以下の事項を遅滞なく公示する。

変更後の事項

変更前の事項

変更の日

4 厚生労働省へ情報提供

届出の写し及び厚生労働省ホームページ掲載事項（実施者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）、実施期間、受講者数、受講料並びに問い合わせ先）に係る変更内容を厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛てに情報提供すること。

二 登録講習会に係る業務の休廃止の届出

1 届出に関する基本事項（令第13条、規則第19条関係）

登録講習会の休廃止をしようとする登録講習会の実施者からの事前相談があった場合には、適宜応じることとし、登録講習会の休廃止をしようとするときは、あらかじめ、次の事項を届け出なければならないことを説明すること。

休止又は廃止の理由及びその予定期日

休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 登録台帳への記帳

審査終了後、決裁を行うこと。決裁後、登録台帳に休廃止年月日を記載する。なお、過去の登録情報は削除しないこと。

3 休廃止の公示（令第 21 条関係）

以下の事項を遅滞なく公示する。

実施者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所
の所在地）

休廃止年月日、休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

4 厚生労働省への情報提供

届出の写しを厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課乳肉安全係宛
てに情報提供すること。

第3 登録講習会実施者への指導・監督業務

一 適合命令（令第15条関係）

都道府県知事は、登録講習会の実施者が登録基準に適合しなくなり、登録講習会を実施するものでなくなったと認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

二 改善命令（令第11条、第16条、規則第17条関係）

都道府県知事は、登録講習会の実施者が、以下の講習会の実施義務の規定に違反していると認めるときは、その登録講習会の実施者に対し、登録講習会を実施すべきこと又は登録講習会の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

実施者は、正当な理由がある場合を除き、登録講習会の実施に関する計画を作成し、これに従って登録講習会を実施しなければならない。

実施者は、公正に、かつ、以下の基準に適合する方法により登録講習会を実施しなければならない。

ア 受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。

イ 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。

ウ 第1の2の1に掲げた基準により登録講習会を行うこと。

実施者は、登録講習会の実施前に、この計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

三 報告の徴収（令第19条関係）

都道府県知事は、必要な限度において、登録講習会の実施者に対し、その登録講習会に係る業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

四 立入検査（令第20条関係）

都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

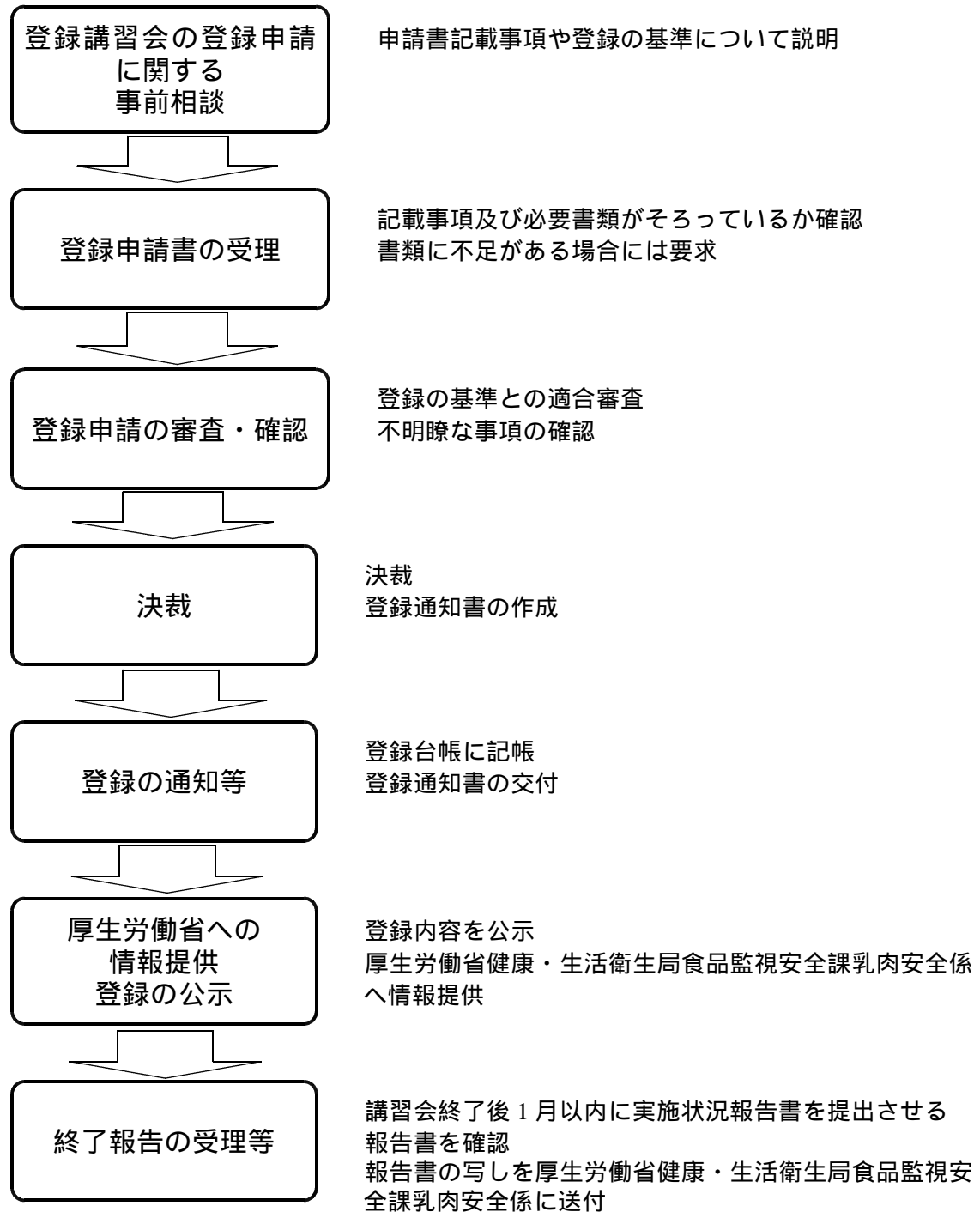
立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

五 登録の取消し等（令第17条関係）

適合命令や改善命令に従わないとき等、令第17条に規定する違反等があった際には、十分に検討したうえで、必要に応じて登録の取消し又は登録講習会に係る業務の停止を命ずる。登録の取消し又は登録講習会に係る業務の停止を命じた際には、その旨を公示する。

食鳥処理衛生管理者登録講習会 登録業務の手順



食鳥処理衛生管理者登録講習会審査表例

【概要】

申請番号及び年月日	年 月 日 号
実施者名及び住所 (法人にあってはその の名称、主たる事 務所の所在地及び 代表者の氏名)	
講習会場	名称 所在地
実習を行う場所	名称 所在地
実施期間	年 月 日() ~ 年 月 日()
受講予定人員	
受講料	

【欠格条項】

審査結果 (適 ・ 不適)

実施者名(法人にあっては法人名)	施行令第9条

【課目に関する事項】

審査結果 (適 ・ 不適)

施行規則第14条第1号の規定		申請内容	審査結果
科目名	時間数	時間数	適・不適
公衆衛生学概論	4時間		
食鳥検査関係法令	4時間		
家きん解剖・生理学	2時間		

	家きん疾病学	6時間		
	食鳥肉衛生学	6時間		
	関係法令	2時間		

日程の記載 (適 ・ 不適)

【講師に関すること】

審査結果 (適 ・ 不適)

担当課目	時間	氏名	現職・資格等	該当資格		
				1	2	3

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において規則に掲げられている科目に相当する学科を担当している者
- 2 食品衛生行政若しくは食品衛生に関する試験業務に従事している者
- 3 上記2項目に該当するものと同等の知識及び経験を有すると認められるもの

【受講資格・手続きに関すること】

審査結果 (適 ・ 不適)

施行規則の規定	申請内容
(規則第14条第3号) 学校教育法に基づく中学校等及び施行規則第6条各号に掲げる者で、食鳥処理の業務に3年以上従事した者であることを受講資格とするものであること。	
(規則第17条第1項第1号)	(受講者申込書類)

受講者の履歴書、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。	
---	--

【課程修了の認定方法・手続きに関すること】

審査結果（ 適 ・ 不適 ）

施行規則の規定	申請内容
（規則第14条第4号） 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により課程修了の認定を適切に行うものであること。	
（規則第17条第2号） 講習会の課程を修了した者に対し、講習会修了証を交付すること。	